東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例

平成15年3月6日東京都板橋区条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、ペット火葬場等の設置等が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な近隣関係を保持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) ペット火葬施設 犬、猫その他の愛玩用に飼養されていた動物の死骸(以下「死骸」という。) の火葬に要する焼却炉(以下「ペット火葬炉」という。)の設備を有する施設をいう。
- (2) ペット火葬場等 死骸を埋葬し、又は焼骨を納骨する設備を有する施設でペット火葬炉を有しないもの及びペット火葬施設をいう。
- (3) 設置等 ペット火葬場等を新たに建設すること、既存の建築物をペット火葬場等にすること又は既存のペット火葬場等の施設若しくは設備を変更することをいう。ただし、板橋区規則(以下「規則」という。)で定める変更を除く。
- (4) 住宅等 住宅、共同住宅、学校、保育所、図書館、博物館、児童福祉施設、病院、物品販売業 を営む店舗、飲食店の敷地及び公園並びにこれらに類するものをいう。
- (5) 土地の所有者等 土地の所有者又は当該土地にある建築物の所有者、居住者若しくは使用の権利を有する者をいう。
- (6) 近隣住民 ペット火葬場等の敷地の境界線からおおむね50メートル以内の土地の所有者等をいう。
- (7) 周辺住民 次のア又はイに掲げる者をいう。ただし、前号に該当する者を除く。
- ア ペット火葬施設の敷地境界線からおおむね 250 メートル以内の土地の所有者等
- イ ペット火葬場等のうちペット火葬施設以外の施設の敷地境界線からおおむね 100 メートル以内 の土地の所有者等

(事業者の責務)

- 第3条 ペット火葬場等の設置等をしようとする者は、ペット火葬場等の設置等に当たっては、地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。
- 2 ペット火葬場等の設置等をしようとする者及びペット火葬場等の設置等をした者は、ペット火葬場等の設備、施設及び敷地の適正な管理運営に努めなければならない。

(ペット火葬場等の設置等の許可)

第4条 ペット火葬場等の設置等をしようとする者は、区長の許可を受けなければならない。

(区長との事前協議)

- 第5条 第9条の規定によりペット火葬場等の設置等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、区長と協議しなければならない。
- 2 区長は、申請者に対し、必要な助言を行うことができる。

(標識の設置及び届出等)

- 第6条 申請者は、規則で定めるところにより、当該敷地の見やすい場所に標識を設置しなければ ならない。
- 2 申請者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにそ の旨を区長に届け出なければならない。
- 3 区長は、申請者が第1項の標識を設置しないときは、当該標識を設置するよう指導することができる。

(計画の説明等)

- 第7条 申請者は、規則で定めるところにより、説明会の開催その他の方法(以下「説明会等」という。)により、当該計画を近隣住民に説明しなければならない。
- 2 申請者は、ペット火葬場等の設置等をしようとする場合で、前条第1項の標識を設置した日から規則で定める期間内に周辺住民から当該計画の説明等の申出があったときは、説明会等により、 当該計画を申出をした周辺住民に説明しなければならない。
- 3 申請者は、前2項の規定により説明会等を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を区長に報告しなければならない。
- 4 区長は、申請者が第1項又は第2項の規定による説明をしないときは、当該計画の内容を説明 するよう指導することができる。

(住民との協議等)

- 第8条 申請者は、近隣住民又は周辺住民から、規則で定めるところにより、申出があったときは、 次の各号のいずれかに掲げる事項について、申出をした近隣住民又は周辺住民と協議しなければ ならない。
- (1) 生活環境の観点から考慮すべき意見
- (2) ペット火葬場等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見
- (3) ペット火葬場等の建設工事の方法等についての意見
- (4) ペット火葬場等の管理運営についての意見

- 2 申請者は、前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその 内容を区長に報告しなければならない。
- 3 申請者、近隣住民及び周辺住民は、協議を行うに当たっては、相互の立場を尊重し、誠実に協 議を進めるよう努めなければならない。
- 4 区長は、申請者が第1項の協議に応じないときは、申請者に対し当該計画について協議するよう指導することができる。

(許可の申請等)

- 第9条 第4条の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、次条の基準により許可又は不許可を決定し、 申請者に通知するものとする。

(許可の基準)

- 第10条 ペット火葬場等は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) 死骸を土中に葬る施設の設置でないこと。
- (2) 敷地境界には、障壁又は密植した垣根等を設けること。
- (3) 敷地の出入口には、施錠可能な門扉を設けること。
- (4) 敷地は、幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していること。
- 2 前項各号のほか、ペット火葬施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) ペット火葬炉は、建築物内に設置し、焼却等の作業が見通せないこと。
- (2) ペット火葬炉は、固定式の火葬施設であること。
- (3) ペット火葬施設(排気口を含む。)は、住宅等(工事中のものを含む。からおおむね50メートル以上離れていること。ただし、工業専用地域内においては、この限りでない。
- (4) ペット火葬施設には、防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する装置が設置されていること。
- 3 区長は、許可をするに当たり、この条例の施行に必要な限度において条件を付すことができる。

(工事着工届等)

- 第 11 条 許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、許可に係る工事に着工しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を区長に届け出なければならない。
- 2 許可者は、許可に係る工事を中止又は完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、 その旨を区長に届け出なければならない。

(廃止又は変更の届出)

第12条 許可者は、当該許可に係るペット火葬場等の全部又は一部を廃止したときは、規則で定め

- るところにより、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。
- 2 許可者は、次に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。
- (1) 許可者の氏名及び住所(許可者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名)
- (2) ペット火葬場等の名称
- (3) その他規則で定める事項
- 3 許可者は、第2条第3号ただし書に規定する変更をしたときは、規則で定めるところにより、 速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。

(許可に基く地位の承継)

- 第13条 許可者からペット火葬場等を譲り受けた者は、当該許可の地位を承継する。
- 2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書類を添付して、その旨 を届け出なければならない。

(報告の徴収)

第14条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、許可者、工事施工者又は設計者から報告を求めることができる。

(適用除外)

第15条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定により墓地等の経営の許可を 受けた施設をペット火葬場等とする場合は、この条例を適用しない。

(勧告)

- 第16条 区長は、申請者が第6条第3項、第7条第4項又は第8条第4項の規定による指導に正当な理由なく応じないときは、期限を定め、申請者に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 区長は、ペット火葬場等が許可の基準に違反しているときは、期限を定め、許可者に必要な改善を行うよう勧告することができる。

(改善命令)

第 17 条 区長は、許可者が前条第 2 項の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、許可者に 必要な改善を行うよう命じることができる。

(許可の取消)

第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた者
- (2) 前条又は次条第2号の規定による命令に違反した者

(使用禁止命令)

- 第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット火葬場等の使用の禁止を命じる ことができる。
- (1) 許可を受けないでペット火葬場等の設置等をした者
- (2) 第17条の命令に従わない者

(公表)

- 第20条 区長は、第16条第1項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することができる。
- 2 区長は、第17条又は前条の規定による命令を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨 を公表することができる。

(委任)

第21条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 15 年 3 月東京都板橋区規則第 26 号で、同 15 年 7 月 1 日から施行)

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存するペット火葬場等又はこの条例による改正前の東京都板橋区ペット火葬場等の新設等に係る計画の事前公開等に関する条例第4条から第6条までの規定のいずれかの適用を受けているペット火葬場等(以下「既設ペット火葬場等」という。)については、この条例による改正後の東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条から第21条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行日以後、既設ペット火葬場等の施設又は設備の変更については、新条例第4条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「ペット火葬場等の設置等」とあるのは、「ペット火葬場等の施設又は設備の変更(規則で定めるものを除く。)」と読み替えるものとする。